

## 建設業許可等電子申請のQ&A (三重県知事許可業者用)

R07.12.5更新

**【概要】**

- ・三重県の運用についての説明です。全国共通ではありません。
- ・更新がある都度、No.を増やしてQ&Aを追加します。

No.	分類	問合せ内容	回答	新規掲載 (R7.12.5)
1	①共通	電子申請システムのシステム名称は？	正式には、「建設業許可・経営事項審査電子申請システム」で、略して「建設業許可等電子申請システム」や「JCIP」(ジェイシップ)と呼ばれています。	
2	①共通	電子申請システムは三重県が運用しているのか。	国土交通省が所有しており、三重県はこのシステムを利用して三重県知事許可の電子申請等を受け付けます。	
3	①共通	パソコンやスマートフォンで使えるのか。	動作の対応しているものとしては、OSがWindows8.1、10、11のパソコンで、ブラウザがMicrosoft Edge、Google Chromeに対応し、PDF閲覧ソフトがインストールされていることが必要です。スマートフォンには対応していません。	
4	①共通	紙媒体でも申請できるにも関わらず、電子申請で行うメリットは。	以下のようなメリットがあります。 ①会社・自宅からインターネットで申請 会社や自宅のパソコンから、インターネットで申請・届出書類を作成し、申請・届出ができますので、行政庁への訪庁や郵送での申請・届出が不要になります。 ※従前通り、紙媒体による申請も受け付けます。 ②データ連携により書類の取得・添付が不要 法務省(登記事項証明書)、国税庁(納税情報)等とのデータ連携により、当該書類の取得や添付が不要になります。 ※令和5年1月からのデータ連携は、上記に加え技術者資格情報等になります。 ※デジタル庁が提供する認証サービス「GビズID」のID取得が必要となります。 ※一部の手続きについては、データ連携は行えません。 ③外部データの取込、前回申請データの再利用 外部のアプリケーション等で作成したデータの取込や前回申請したデータを利用した申請書類の作成ができますので、入力の手間が省けます。 ④エラーチェック、自動計算 システムによるエラーチェックや自動計算を行いますので、申請書類の作成に係る手間が省け、作成誤りがなくなります。	
5	①共通	電子申請システムのアドレスを知りたい。	<a href="https://prod.jcip.mlit.go.jp/TO/TO00001">https://prod.jcip.mlit.go.jp/TO/TO00001</a>	
6	①共通	建設業許可申請・更新や経営事項審査の申請は、全て電子申請でないとできなくなるのか。	従来どおりの紙媒体での受付も行います。 電子申請システムでの申請でないと受け付けなくなるわけではありません。 電子申請システムは、申請の他に、変更届、廃業届にも対応します。 また、建設業の認可申請については、紙媒体のみの受付となります	
7	①共通	国のパンフレットを見ていると、電子申請に対して「許可通知は電子交付について行政庁により対応が異なる」とあるが、三重県はどう対応するのか。	従前と同じく紙媒体での交付です。 なお、紙による申請書控えが必要な場合は、ご自身でJCIPから印刷を行ってください。	
8	①共通	電子申請システムで申請したが、電話で問合せをしたい。どこの事務所へ連絡するのか。	電子申請システムで申請、届出をした場合は、主たる営業所の所在地の市町を所管している建設事務所に自動的に振り分けてシステムで各事務所に届きます。 該当する所管の建設事務所へ連絡願います。 なお、システム操作に関する問合せについては、システムの「お問い合わせ」からお問い合わせいただくか、ヘルプデスク(0570-033-730)へ連絡願います。 また、最新版のQ&Aは、JCIPのフッターメニュー「Q&A」を押下するとご覧いただけます。	
9	①共通	データ連携により書類の取得・添付が一部不要とパンフレットにあるが、三重県知事許可ではどうなるのか。	三重県知事許可業者について、電子申請システムでの申請で令和5年1月時点でのデータ連携による入力可能なものとして、 ・納税情報(消費税及び地方消費税) ・経営状況分析結果 があります。 連携するためには、納税情報は、納税時にe-Taxで登録済みであり連携時に(法人の場合)ID/PW、(個人事業主の場合)マイナンバーカードライターの読み取りマイナンバーカードの電子証明パスワードが必要で、経営状況分析結果は、連携時に認証キーが必要です。(県事業税は令和5年度以降に連携予定のため、現在は連携していません。) また、監理技術者資格者証、監理技術者講習修了証、建設業経理士登録証等についても以下のとおりバックヤード連携が開始されています。 ・技術検定合格証明書(令和5年1月～) ・経営状況分析結果通知書(令和5年1月～) ・監理技術者資格者証(令和5年4月～) ・監理技術者受講修了証(令和5年4月～) ・建設業経理士検定試験合格証明書(令和5年4月～) ・建設業経理士CPD講習修了証(令和5年4月～) があります。連携時に資格番号の入力が必要です。 これら連携の詳細については操作マニュアルをご覧ください。	
10	①共通	バックヤード連携により省略可能な書類について、エラーが発生した場合は。	対象書類のPDFデータを添付いただくことで、代用可能です。(※バックヤード連携は必須ではありません) なお、エラーの原因につきましては、JCIP内の問い合わせフォームまたはヘルプデスクにご相談ください。	

No.	分類	問合せ内容	回答	新規掲載 (R7.12.5)
11	①共通	JCIPで申請しようと思う。パソコンやインターネット環境はあるが、まず何をすればよいだろうか。	<p>第一に、申請のためにgBizID(ジービズアイディ)のプライムのアカウントを取得する必要があります。</p> <p>このアカウントを取得するには、法人及び個人の印鑑証明書と、その印鑑で押印した申請書をgBizID運用センター宛てに郵送する必要がありますが、登録の審査が原則2週間かかるようです。</p> <p>従業員等は、gBizIDプライムアカウントが作成する「gBizIDメンバーアカウント」を利用することで申請等の作業が可能となります。</p> <p>※gBizIDメンバーはgBizIDプライムの権限により作成され、gBizIDプライムと従属関係となります。</p> <p>※各プライムアカウントは、従属するgBizIDメンバーアカウントを任意に作成し、従業員等に割り当てて申請を行わせることができます。</p> <p>詳しくは、gBizIDのホームページをご覧ください。</p> <p>また、JCIPトップページに「GビズIDを作成」ボタンがありますので、そこから作成することもできます。</p> <p>第二に、申請の手数料をインターネットを通して納付していただく必要があるため、申請者自身がインターネットバンクと契約しておく必要があります。</p> <p>対応するインターネットバンクの詳細については三重県のホームページで案内しています。  <a href="https://www.pref.mie.lg.jp/KENGYO/HP/86821030391_00004.htm">https://www.pref.mie.lg.jp/KENGYO/HP/86821030391_00004.htm</a></p> <p>なお、支払時期については、三重県からJCIP上で手数料納付指示が来てからペイジーにより納付してください。指示があるまでは納付しないようにしてください。</p>	
12	①共通	申請書類の入力、作成する際の注意点はありますか。	<p>①作成年月日について この日付は、申請者が任意で入力できるようになっていますが、原則、申請・届出をする日と同じにしてください。</p> <p>②修正について 申請・届出の入力、添付ファイルは行政庁による修正ができませんので、「補正指示」があった場合には、必ず申請者が修正、添付ファイルの差替をしてください。(「補正指示」はJCIPの通知機能により行いますので、通知の見逃しにご注意ください。) また、県からの通知前に誤りに気付いた場合、県が「補正指示」をするまで訂正ができませんので、お手数ですがご連絡をお願いいたします。</p> <p>③添付ファイルについて ・申請先行政庁の手引き等で省略可能とされているもので、JCIPにて必須となっている場合は、お手数ですが空白のPDFファイルを添付していただく形で申請してください。 ・JCIPシステム内における任意の添付書類は、申請の入力内容に応じて、出さない可能性があるものを任意としています。 エラーが出るものについては申請内容から提出が必要と判断されているものになりますので、お手数ですが資料の添付をお願いいたします。 ・電子ファイルで添付するものはPDFファイルで添付することが必要で、添付すると、項目毎にシステムで自動的にファイル名を付与されます。 ・添付可能なファイルは、「PDF、画像ファイル(jpeg,png,gif,bmp,tiff)」等です。(JCIPアップロード後、自動的にPDFファイルに変換されます。) ・写真、画像データでも可能としますが、内容が読み取りにくい場合や、修正等により真偽が疑われる場合等は、補正により再提出又は紙により提出していただく場合があります。 ・技術者名簿など多数のファイルを添付する場合には、複数のPDFファイルと複数の画像ファイル(jpeg, gif, png, bmp, tiff)を1単位としてアップロードしてPDFファイルに結合する機能がありますので、ご活用ください。</p>	
13	①共通	国のパンフレットでは、「エラーチェックや自動計算で手間が省ける」とあるがどのようなものがあるか。	<p>エラーチェックについては、例えば許可申請画面で経営管理者を記載する様式に入力をし忘れた場合や、許可更新の業種入力画面で許可のない業種を選択した場合などに、エラーが出て、申請、届出に進めないようになっています。項目によってはワーニング(警告)が出るものもあります。</p> <p>自動計算については、工事経歴書の合計や財務諸表の合計が自動で計算されます。項目によっては、その数字を修正できるものもあります。</p> <p>入力の手間を省くものについては、 (1)基本情報画面の様式一覧で、必須書類の漏れがないか確認できるようになっている(様式の入力や、ファイルの添付がないと、その書類の行で「OK」と表示されない)。 (2)前回は電子申請の場合、申請書や、財務諸表、経審の技術者情報などについて、情報を引用できる機能があります。</p> <p>ただし、これらの詳細は操作マニュアルをご覧ください。</p>	
14	①共通	紙申請時には1つの資料が複数項目にわたって確認資料となる場合には二重に添付する必要が無かったが、JCIPでは各様式にてそれぞれ添付することが必要となる。この場合、どうすればよいか。	<p>お手数をおかけしますが、システムの仕様上、それぞれに同じ資料を添付してください。</p>	○

No.	分類	問合せ内容	回答	新規掲載 (R7.12.5)
15	①共通(代理申請 関連)	行政書士として申請を頼まれているが、電子申請する際の注意点は。	<p>第一に、代理申請のやり方について次の三つの注意点があります。</p> <p>①申請者と行政書士でそれぞれgBizIDの取得が必要 ②gBizシステムで、申請者が委任申請し、代理人は承認することが必要 ③電子申請システムで、代理人が委任状を作成し、申請者は承認することが必要 これで代理申請ができるようになります。詳しくはgBizIDのホームページや、国土交通省の電子申請システムのホームページをご覧ください。</p> <p>申請、届出の画面から、代理申請、届出ができるようになります。 ただし、申請については審査終了後、届出については受付完了後、修正できなくなります。申請者への完了報告に使用したい場合には予め印刷するかダウンロードしてください。 また、委任内容については、申請書作成のみや個別の単位での委任には対応していません。 なお、代理人の方が申請される場合であっても、申請業者のIDにてログインをすることで、申請情報を確認いただくことは可能です。</p> <p>第二に手数料の納付についてです。 gBizIDに紐づくので、代理人からの支払いとなります。</p>	
16	①共通(納付関連)	電子申請システムで申請する際の手数料の納付はどうなるのか。	<p>申請者が電子申請システムで申請した後、三重県が納付指示をシステム上で通知しますので、申請者は納付指示の金額を納付してください。 指示があるまでは納付しないようにしてください。 なお、三重県知事許可業者の電子申請についての納付は、インターネットを通じた対応のみとなります。 具体的には、Pay-easyのマルチペイメントネットワークを用い、申請者は電子申請システムの画面から収納代行業者の支払いサイトに遷移し、金融機関選択後に当該金融機関のインターネットバンキングサービスで納付します。 ※対応金融機関のネットバンキングの契約があることが前提となります。 納付がなされると、所管建設事務所はシステムを通して納付済となったことを確認できるようになります。 三重県が委託する収納代行業者に対応している金融機関は、百五銀行、三十三銀行、ゆうちょ銀行などのインターネットバンクです。 この収納代行業者と対応するインターネットバンクについては、HP「建設業のための広場」で案内していますのでご確認ください。 また、建設業許可申請及び経営事項審査申請に対して、手数料の納付後に審査を始めますが、審査開始後、手数料は返還しませんので注意してください。</p>	
17	①共通(様式:申請 書等)	申請者・届出者欄に役職(代表取締役等)が表示されないが、どうすればよいか。	<p>JCIPでは申請者の役職名は表示されない仕様となっていますので、そのまま問題ありません。 なお、紙申請の場合は、従来通り、役職名を記載していただきますようお願いいたします。</p>	
18	①共通(様式:申請 書等)	建設業許可の手引きには「申請者」の欄には、主たる営業所の所在地を記載することとなっているが、GビズIDに登録している住所と主たる営業所の所在地が異なる場合、電子申請ではGビズIDに登録した所在地でよいのか。	<p>システムの仕様上、やむを得ないため、電子申請システムにおいてはGビズIDに登録した所在地で申請可能とします。 なお、紙申請については、従来どおり、主たる営業所の所在地を記載してください。</p>	
19	②許可(閲覧関連)	JCIPでの申請、届出の分は、閲覧室で閲覧できるのか?	<p>JCIPで申請、届出を行い、審査済、受理済となったものについて、インターネットで閲覧が可能になるまで(本人申請・届出:令和5年4月13日までに申請、届出。代理人申請・届出:令和5年6月1日)は、印刷したものを三重県庁建設業課の閲覧室で閲覧に供しますが、前述した日以降は申請、届出をしたものについては、閲覧室に来なくてもインターネットで閲覧できるようになります。(建設業許可閲覧システム) また、閲覧室には、インターネットによる閲覧を行うためのパソコンを用意しておりますので、利用される方は建設業課の担当職員にお声掛けください(使用方法及び検索方法についてもその際に説明させていただきます。)</p>	
20	②許可(閲覧関連)	建設業許可閲覧システムはどのようにして利用するのでしょうか?	<p>国土交通省より以下のとおりマニュアルが作成されていますのでご確認ください。 [1] JCIP 電子閲覧システム <a href="https://prod-internet.jcip.mlit.go.jp/Client/">https://prod-internet.jcip.mlit.go.jp/Client/</a> [2] 国土交通省 JCIP 電子閲覧システム操作マニュアル掲載ページ ホーム&gt;&gt;政策・仕事&gt;&gt;土地・不動産・建設業&gt;&gt;建設産業・不動産業&gt;&gt;建設業許可・経営事項審査電子申請システム</p>	
21	②許可(申請・届出 全般)	建設業許可申請・各種変更届は、すべて電子申請が可能となるのか。	<p>原則として可能ですが、下記の場合は電子ではなく紙による申請をお願いします。 ○有効期限まで30日を切っている更新申請 ○認可申請 ○廃業届(許可取得した以外の者(清算人、破産管財人、個人事業主の相続人等)が行う場合のみ) ※「特定建設業」から「一般建設業」へ許可区分を変更する申請については、電子申請で対応できない場合がありますので、事前に主たる営業所の所在地の市町を所管している建設事務所へお問い合わせください。</p>	
22	②許可(申請・届出 全般)	通常の申請(紙媒体)では3部提出が必要だが、電子申請システムでの申請はどうなるのか。	<p>電子申請システムでの申請の場合は、画面からの入力と添付ファイルのみとなります。様式関係のほとんどは画面入力となります。 登記事項証明書や登記されていないことの証明書、健康保険証の写しなどの書類はPDFで添付していただくこととなります。 控えが必要な場合は、一式をダウンロードしていただくか、印刷していただくこととなります。</p>	
23	②許可(申請・届出 全般)	事業年度終了届出書の提出後、誤りに気づき、修正したい場合はどうするのか。	<p>JCIPでは、事業年度終了届出書の提出後、修正の届出は対応していません。 そのため、紙により届出していたか、主たる営業所を管轄する建設事務所に届出確認取消を依頼し、再度届出を行ってください。</p>	
24	②許可(代理申請 関連)	委任状の日付について、手引き上では「各申請・届出の日から3か月以内」と記載されている。電子申請も同様か。	<p>GビズIDで設定した委任期間終了日までです。 電子申請では紙申請とは異なり、委任事項の範囲内かつGビズIDで設定した委任期間内であれば、ひとつの委任状で複数の申請をしていただくことは可能です。 そのため、3か月を超えている場合でも問題はありません。</p>	○
25	②許可(代理申請 関連)	建設業許可の手引き上、代理人の記名が不可な書類まで代理人と表記されるが、問題はないのか。	<p>システム上の修正はできないため、このままで問題はありません。</p>	○

No.	分類	問合せ内容	回答	新規掲載 (R7.12.5)
26	②許可(提出書類: 営業所一覧表)	建設業許可の手引きには、主たる営業所の所在地が登記上と事実上の住所が異なる場合は、登記上の所在地を枠外や下段にかっこ書きで記載してくださいとあるが、システム上できない。どうすればよいのか。	JCIPの申請者所在地は、gBizID登録所在地(印鑑証明書記載の所在地)が自動入力されますので、登記上の住所は把握できることから、本対応を行っていただく必要はありません。なお、主たる営業所の所在地については、「事実上の住所」を記載してください。(更新の際は、既に許可を受けている「主たる営業所」の情報が自動的に反映されますので、そのままにしてください。)	○
27	②許可(提出書類: 営業所一覧表)	紙申請の場合は従たる営業所がない場合も「該当無し」と記載していた。電子申請の場合、入力するとエラーが生じる。この場合、どうすればよいのか。	従たる営業所の欄は空白のまま提出してください。	○
28	②許可(提出書類: 工事経歴書)	工事経歴書の入力上で上段に『 ( ) 』があるが、どのような際に記載するのか。	各工事の「請負代金の額」の入力にあたり、金額欄の上段(括弧書き)は、「工事進行基準」を採用し、請負代金の一部を計上する場合のみ記載してください。それ以外は、必ず「空欄」としてください。(よくある補正事項として、未成工事の場合に「0」や工事完成基準採用時に請負代金全額を記載しているケースが見受けられます。)	○
29	②許可(提出書類: 工事経歴書)	工事経歴書の業種選択画面に「その他」のタブがあるが、電子申請の場合は必要なのか。	電子申請システムで工事経歴書を作成する際に、業種選択タブに「その他」がありますが、紙申請同様に作成は不要です。	○
30	②許可(提出書類: 工事経歴書)	手引き通りの工事経歴書の入力方法に合わせて記載したが、印刷を行うと、小計部分の件数が反映されない。このままで問題はないか。	画面上で「入力分計」を任意の値に変更した場合でも、変更後の値は印刷時の「小計」には反映されません。そのため、「小計」の件数と「合計」の件数が合致していても問題はありません。	○
31	②許可(提出書類: 工事経歴書)	手引き通りの工事経歴書の入力方法に合わせて記載したが、「小計」の請負代金の額と「合計」の請負代金の額が合致しない。このままで問題はないか。	「元請又は下請の別」が未選択の行については、集計対象から除外されています。そのため、「その他元請〇件、その他下請〇件」の欄についても、「元請又は下請の別」を選択していただければ数字は一致しますので、選択をお願い致します。	○
32	②許可(提出書類: 工事経歴書、直3)	工事経歴及び施工金額を確認する書類の添付が必須となっているが、なにを添付するのか。	本件での申請においては、工事経歴及び施工金額を確認する書類の添付は求めておりません。システムの仕様上やむを得ないため、空白のPDFファイルの添付をお願いいたします。(審査の中で確認が必要な工事案件がある場合には、別途ご連絡いたします。)ただし、経営事項審査を受審する業者様で、上位3件の工事に関する契約書等を添付する際は、実際の契約書等を添付してください。	○
33	②許可(提出書類: 工事経歴書、直3)	直前3年の間で、課税事業者該当する決算期と免税事業者該当する決算期が存在しているが、システム上、税込・税抜の1つしか選択できない。この場合、どのように処理すべきか。	県が求めている内容と、システムの仕様が異なっていることが原因です。そのため、システム上で提出していただく際は、どちらかに統一していただいた上で提出をお願いいたします。もし、難しい場合は、電子申請ではなく、紙申請でお願いいたします。	○
34	②許可(提出書類: 財務諸表)	財務諸表の作成時に基本設定時として、入力単位・出力単位が選択できるがどうすればよいのか。	入力単位は「円単位」または「千円単位」としてください。(それぞれの入力単位の注意点) 「円単位入力」 ・端数処理は「切り捨て」としてください。 「千円単位入力」 ・各財務諸表の「合計」項目の自動計算機能がないため、各々で入力する必要あり。 合計項目を入力する際は、円単位の金額でそれぞれ合計した上で、千円単位で表示される金額を記載してください。(端数切捨て)	○
35	②許可(提出書類: 納税証明書)	JCIPのお知らせに、『建設業許可申請先の都道府県において、建設業許可担当部局と納税部局が納税情報を共有・確認できる体制が構築されている場合は、納税証明書を添付する欄に「納税情報の確認に関する同意書」を添付することで、納税証明書の添付を省略できるようになりました。』と記載されているが、三重県では省略できるのか。	三重県では納税証明書の添付の省略は行っておりません。そのため、従来通り、納税証明書の添付をお願いいたします。	○
36	②許可(提出書類: 証明書等)	常勤役員等証明書(様式7号)や実務経験証明書(第9号)の証明者が他者証明の場合、システムへの入力はどうするのか。	証明者の選択肢で「申請者以外」を選択し、必要項目のみ(「技術者の氏名」と「生年月日」)を入力した上で、証明者が作成した様式7号又は様式9号の原本をPDFとして添付してください。	○
37	②許可(提出書類: 様式第12号)	電子申請上、一つしか選択できないが、複数(法人の役員等と法定代理人)が存在する場合、どのように提出すればよいのか。	どれか一つを選択し、それ以外の書類については、PDFとして添付してください。	○
38	③経審	技術職員名簿のバックヤード連携を行う際の注意点は。	①技術検定以外の有資格区分は、資格者証等番号欄に記入してもバックヤード連携はできませんので、資格が確認できる資料を添付してください。 ②技術検定の有資格区分をバックヤード連携するには、JCIPに入力する氏名の漢字と資格者証の漢字を一致させてください。 資格者証の漢字がJCIPに対応できない場合、バックヤード連携では確認できないため、必ず資格者証のPDFデータを添付してください。	○
39	③経審	紙申請時の場合、上位3件の工事に関する契約書等を添付しているが、電子申請の場合はどのように提出すればよいのか。	その他添付ファイルとしてPDFデータを各業種上位3件を添付してください。(紙申請同様に追加で他の工事分も提出いただくことはあります。)なお、事業年度終了届の提出時に既に添付している場合は、改めて添付していただく必要はありません。	○
40	③経審	紙申請時の場合、次年度以降の指示書があったが、電子申請の場合はどうなのか。	電子申請時の場合は、指示書を別途結果通知書を送付する際に合わせて送付いたしますので、次年度の申請の際には、その指示書を添付してください。	○
41	③経審	システム上で入力できない様式はあるか。また、その場合はどのように対応すればよいのか。	次の書類はJCIP上で作成できないため、別途作成の上、PDFファイルで添付が必要になります。 ・CPD取得単位数計算シート ・経理処理の適正を確認した旨の書類 ・実務経験証明書 ・建設機械の保有状況一覧表 ・経営事項審査申請書類確認書(三重県知事許可業者用)	○